

首都圏副業・兼業プロ人材獲得促進業務委託企画提案競技審査委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、首都圏副業・兼業プロ人材獲得促進事業業務委託企画提案競技に係る審査委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、首都圏副業・兼業プロ人材獲得促進事業業務委託に関する企画提案内容の審査及び委託候補者の選定に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

(1) 事務局長

(2) 事務局長が必要と定める者

2 委員会には委員長を置き、委員長には事務局長が就任する。

(運営)

第4条 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

2 委員会の事務局は公益財団法人あきた企業活性化センター総合相談課に置く。

(会議)

第5条 審査委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議は、非公開とする。

(審査の実施方法)

第6条 審査は、第7条に定める審査項目について、企画提案のプレゼンテーションにより実施する。

(審査項目)

第7条 審査項目は次のとおりとする。

- (1) 事業目的・内容
- (2) 実施体制・スケジュール
- (3) 経費の妥当性
- (4) プレゼンテーション

(委託候補者の決定方法)

第8条 委託候補者は、企画提案のプレゼンテーションの結果に基づき、審査委員の協議により選出された第1順位者とする。ただし、提案された内容が、業務の目的を達成するために十分な水準に達していないと判断された場合は、委託候補者を選定しないことができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年4月22日から施行する。